

○総務省令第 号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第二項第三号及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第十六条第二項第二号の規定に基づき、郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（郵便法施行規則の一部改正）

第一条 郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「八十円」を「八十二円」に改める。

（民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「八十円」を「八十二円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日（平成二十六年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の郵便法施行規則第二十三条の規定は、施行日前に郵便法第六十七条第一項の規定により届け出られた施行日以後の郵便に関する料金についても適用する。

第三条 第二条の規定による改正後の民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第二十三条の規定は、施行日前に民間事業者による信書の送達に関する法律第十六条第一項の規定により届け出られた施行日以後の一般信書便役務に関する料金についても適用する。

郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定形郵便物の料金の上限） 第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、<u>八十二円</u>とする。</p>	<p>（定形郵便物の料金の上限） 第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、<u>八十円</u>とする。</p>

○民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額） 第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、<u>八十二円</u>とする。</p>	<p>（大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額） 第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、<u>八十円</u>とする。</p>

郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案参照条文

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抄）

（料金）

第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第三項の規定により認可を受けるべきものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一・二 （略）

三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のも（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四〇七 （略）

3〇5 （略）

○郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）（抄）

（料金の届出）

第二十一条 会社は、法第六十七条第一項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）

二 実施期日

三 変更の届出の場合は、変更を必要とする理由

2 前項の届出書の提出は、次に掲げる料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の三十日前までに、それ以外の料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の十日前までにしなければならない。

一 郵便物の料金

二 郵便物の特殊取扱（法第四十四条第一項に規定するものに限る。）の料金

3 第一項の届出書のうち前項各号に掲げる料金に係るものには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 料金の算出の根拠に関する説明書

二 郵便の役務に関する事業収支見積書

(定形郵便物の大きさ及び形状の基準)

第二十二条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 表面及び裏面が長方形で、その大きさが長さ十四センチメートルから二十三・五センチメートルまで、幅九センチメートルから十二センチメートルまでのものであって、厚さが最も厚い部分において一センチメートルを超えないものであること。
- 二 次のいずれかに該当するもの（会社が定める郵便物の包装その他の形状の条件を具備しないものを除く。）であること。
  - イ 封筒若しくは袋を用いて又はこれに代わるもので包装し、その納入口又はこれに相当する部分の全部を送達中容易に開かないように封じたものであること。
  - ロ 包装しなくても送達中にき損せず、他の郵便物に損傷を与えないものであること。

(定形郵便物の料金の上限)

第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、八十円とする。

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）

(料金)

第十六条 一般信書便事業者は、総務省令で定めるところにより、一般信書便業務に関する料金を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金（総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。）は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならぬ。

- 一 (略)
- 二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であつて、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。
- 三・四 (略)

○民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）（抄）

(料金の届出)

第二十条 法第十六条第一項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該料金の実施予定日の三十日前までに、様式第十二の届出書に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- 一 料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあつては、新旧の対照を明示すること。）

- 二 実施予定日

三 変更の届出の場合にあっては、変更を必要とする理由

2 前項第一号に規定する料金を適用する期間並びに料金の種類、額及び適用方法については、一般信書便物の送達の役務に付加する役務（以下この項及び次条において「付加役務」という。）を提供する場合にあっては、一般信書便物の送達の役務に係る料金（次条において「送達料金」という。）と付加役務に係る料金をとを区分して記載するものとする。

（法第十六条第二項各号の基準を適用しない料金）

第二十一条 法第十六条第二項の総務省令で定める料金は、送達料金以外の付加役務に係る料金、手数料その他の料金とする。

（料金上限規制の対象となる二十五グラム以下の信書便物の大きさ及び形状の基準）

第二十二条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 表面及び裏面が長方形で、その大きさが長さ十四センチメートルから二十三・五センチメートルまで、幅九センチメートルから十二センチメートルまでのものであって、厚さが最も厚い部分において一センチメートルを超えないものであること。

二 次のいずれかに該当するもの（第二十条第一項第一号に規定する料金の適用方法において定める信書便物の包装その他の形状の条件を具備しないものを除く。）であること。

イ 封筒若しくは袋を用いて又はこれに代わるもので包装し、その納入口又はこれに相当する部分の全部を送達中容易に開かないように封じたものであること。

ロ 包装しなくても送達中にき損せず、他の信書便物に損傷を与えないものであること。

（大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額）

第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、八十円とする。

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）（抄）

（消費税法の一部改正）

第二条 消費税法の一部を次のように改正する。

（中略）

第二十九条中「百分の四」を「百分の六・三」に改める。

（後略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

○消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（抄）  
（税率）

第二十九条 消費税の税率は、百分の四とする。

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）（抄）

（地方税法の一部改正）

第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の八十三中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 四（略）

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（地方消費税の税率）

第七十二条の八十三 地方消費税の税率は、百分の二十五とする。